

令和5年9月21日

お客さま各位

利根郡信用金庫

「当座勘定規定」改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫は「当座勘定規定」を下記のとおり改定いたしますので、お知らせします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

記

1. 改定となる規定

- (1) 当座勘定規定（一般用）
- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

2. 改定日

令和5年11月1日（水）

3. 主な改定内容

手形・小切手の決済資金への充当時限を明記した。

※詳細は次頁以降の「新旧対照表」をご覧ください。

以上

「当座勘定規定（一般用）」新旧対照表

(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">当座勘定規定（一般用）</p> <p>第1条～第8条 ～（略）～</p> <p>第9条（支払の範囲）</p> <p>（1） 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>（2） 呈示された手形、小切手は、提示日の15時まで</u>に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、<u>当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u></p> <p><u>（3）</u>手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p>第10条～第31条 ～（略）～</p> <p style="text-align: center;"><u>（令和5年11月1日現在）</u></p>	<p style="text-align: center;">当座勘定規定（一般用）</p> <p>第1条～第8条 ～（略）～</p> <p>第9条（支払の範囲）</p> <p>（1） 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p style="text-align: center;"><u>（追加）</u></p> <p><u>（2）</u>手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p>第10条～第31条 ～（略）～</p> <p style="text-align: center;"><u>（令和4年11月4日現在）</u></p>

「当座勘定規定（専用約束手形口用）」新旧対照表

(下線部分変更)

新	旧
<p>当座勘定規定（専用約束手形口用）</p> <p>第1条～第9条 ～（略）～</p> <p>第10条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>(2) 呈示された手形、小切手は、提示日の15時まで</u>に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。<u>ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u></p> <p><u>(3)</u> 手形の金額の一部支払はしません。</p> <p>第11条～第28条 ～（略）～</p> <p><u>(令和5年11月1日現在)</u></p>	<p>当座勘定規定（専用約束手形口用）</p> <p>第1条～第9条 ～（略）～</p> <p>第10条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(2)</u> 手形の金額の一部支払はしません。</p> <p>第11条～第28条 ～（略）～</p> <p><u>(令和4年11月4日現在)</u></p>